3　法人が事業税及び特別法人事業税に係る地方団体の徴収金を納付するとき（口座振替の方法又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第十二号の二様式による納付書（当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

（更正請求書の様式）

第六条の五　法人が更正の請求をしようとする場合において、法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項に規定する更正請求書は、道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税については第十号の三様式、市町村民税については第十号の四様式によるものとする。

第一号様式（第一条の四関係）

［様式　別紙二　挿入］

［第１号様式記載要領　略］

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙四　挿入］

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　略］

第６号様式記載要領

１　この申告書は、法第72条の２第１項第１号又は第２号に掲げる事業を行う法人（同項第１号に掲げる事業と同項第２号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第３号に掲げる事業を行う法人を除く。）が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。

［２～14　略］

15　特別法人事業税の「所得割に係る特別法人事業税額㉜」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉛」又は「軽減税率不適用法人の金額㉜」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

16　特別法人事業税の「収入割に係る特別法人事業税額㊳」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊳」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

3　法人が事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税に係る地方団体の徴収金を納付するとき（口座振替の方法又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法により納付する場合を除く。）は、当該地方団体の徴収金に第十二号の二様式による納付書（当該様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において、総務大臣が別の様式を定めたときは、当該様式による納付書）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて納付するものとする。

（更正請求書の様式）

第六条の五　法人が更正の請求をしようとする場合において、法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項に規定する更正請求書は、道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税若しくは地方法人特別税については第十号の三様式、市町村民税については第十号の四様式によるものとする。

第一号様式（第一条の四関係）

［様式　別紙一　挿入］

［第１号様式記載要領　同左］

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙三　挿入］

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第６号様式記載要領

１　この申告書は、法第72条の２第１項第１号又は第２号に掲げる事業を行う法人（同項第１号に掲げる事業と同項第２号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第３号に掲げる事業を行う法人を除く。）が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第９条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。

［２～14　同左］

15　特別法人事業税又は地方法人特別税の「所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額㉜」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉛」又は「軽減税率不適用法人の金額㉜」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

16　特別法人事業税又は地方法人特別税の「収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額㊳」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊳」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。